

環境基準について

環境基準とは、環境基本法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたものであり、超過した場合に人の健康に影響が生ずる基準として設定されたものではありません。このため、大気中の濃度が環境基準を超過した場合でも、直ちに人への健康に影響が現れるというものではありません。

PM2.5の環境基準は、「1年平均値が、1立方メートル当たり $15\mu\text{g}$ 以下であり、かつ、1日平均値が1立方メートル当たり $35\mu\text{g}$ 以下であること」となっています。

注意喚起のための暫定的な指針値（暫定指針値）について

暫定指針値は、PM2.5による大気汚染について国民の感心が高まった中で、2013年2月に環境省が設置した「PM2.5に関する専門家会合」において、注意喚起の目安として設定された暫定的な値です。

暫定指針値は、健康影響が出現する可能性が高くなると予想される濃度水準として、1日平均値1立方メートル当たり $70\mu\text{g}$ とされています。

1日平均値が暫定指針値を超過すると予想される場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすことをお勧めするなどの注意喚起を行うこととしています。

特に呼吸器系や循環器系の疾患を有する方、小児、高齢者の方などは、より影響を受けやすい可能性があるため、普段から健康管理を心がけるとともに、体調の変化に注意することが大切です。